

総合科学技術会議の所掌事務及び評価専門調査会の役割

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第三章 組織 第三節 本府 第二款 重要政策に関する会議
第三目 総合科学技術会議

（所掌事務等）

第二十六条 総合科学技術会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
- 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。
- 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
- 四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

専門委員及び専門調査会の設置について（抄）

〔平成13年1月18日〕
総合科学技術会議決定

2. 総合科学技術会議の創設にあたって、重要事項に関する専門的な知見を迅速に深めるため、総合科学技術会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術会議に以下の専門調査会を設置する。

（2）評価専門調査会

競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分を行うため、評価のためのルールづくり、重要研究開発の評価等評価に関する調査・検討を行う。